

IV 資料編

下記、民生委員・児童委員、主任児童委員活動に関する法令、資料については厚生労働省やこども家庭庁、本会のウェブサイト等より、ご確認いただけます。

国からの関連情報

●児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日）（法律第 164 号）（令和 6 年 4 月 1 日施行）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000164_20240401_504AC0100000052



●こども家庭庁 児童委員・主任児童委員 通知等

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jidou-iin/>



全民児連からの関連情報

●全国民生委員児童委員連合会

民生委員・児童委員 / 民児協関係者専用ページ (mjASSIST)

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj/>



- ・児童委員の活動要領〔平成 16 年 11 月 8 日改正（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）〕
- ・児童委員、主任児童委員の活動の推進について（平成 29 年 3 月 29 日（雇児総発第 0329 第 5 号）
全民児連→民生委員・児童委員専用ページ→3. 委員活動に関する手引き等（PDF）→（3）児童委員・主任児童委員活動に関する手引き等→④「児童委員、主任児童委員活動事例集」（2023 年 3 月）→p.26～裏表紙



- ・2019 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（国庫補助事業）
『地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題に関する調査研究報告書』（令和 2 年 3 月）
全民児連→民生委員・児童委員専用ページ→5. 民生委員・児童委員活動に関する調査報告書等（PDF）
→（1）地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題に関する調査研究報告書（令和 2 年 3 月）



- ・全民児連 児童委員制度創設 70 周年全国児童委員活動強化推進方策 2017～子どもたちの笑顔と未来のために～（平成 29 年 11 月）
全民児連→民生委員・児童委員専用ページ→2. 活動強化方策および委員活動に関する指針、方針等（PDF）→平成 29 年度作成資料→②児童委員制度創設 70 周年 全国児童委員活動強化推進方策 2017～子どもたちの笑顔と未来のために～（平成 29 年 11 月）>>



民生委員児童委員信条

児童憲章

昭和二十六年五月五日

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に對する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。

六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

一、わたしたちは隣人愛をもつて

社会福祉の増進に努めます

一、わたしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます

一、わたしたちは誠意をこつてあらゆる
生活上の相談に応じ自立の援助に努めます

一、わたしたちはすべての人と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一、わたしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます



**児童委員活動の
手引き48集**



社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国民生委員児童委員連合会

〒100-8980

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL : 03-3581-6747

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

発行 令和 6(2024)年 3 月